

(第 4 回) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 6 年 5 月 30 日
契約業者名	(株) 安藤・間 L C S 事業本部
契約業者の住所	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
工事の名称	明治記念大磯邸園西地区 2 期 (2 2) 建築改修その他工事
工事場所	神奈川県中郡大磯町西小磯字稲荷松 6 5 - 2 他
工事種別	建築工事
工事概要	1. 建物 1) 西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸 主屋 変更一式
工期 (自)	令和 4 年 1 1 月 1 1 日
工期 (至)	令和 6 年 5 月 3 1 日
変更前の契約金額	1, 0 7 8, 0 0 0, 0 0 0 円
変更金額	66, 880, 000 円
変更後の契約金額	1, 144, 880, 000 円
変更理由	1. 建物 1) 旧西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸 主屋 ・現地精査の結果、温室の既存木部材の蟻害・腐朽により設計通りに施工が出来ないことが判明したため、改修範囲及び方法を変更 (増) する。 ・現地精査の結果、撤去材ラジエーター及び配管他多数の保温材に石綿が含有されていることが判明したため、除去工法を変更 (増) する。 2. 工期は、旧西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸の主屋について、温室の足場設置範囲に遺構が発見されたため専門家立会による試掘調査が必要になり、足場設置後に温室の既存木部材を精査の結果、想定外の蟻害・腐朽が広範囲に及ぶことが判明したことから改修内容を再検討する必要がある

	じた。なお、変更した改修内容は、明治記念大磯邸宅保存活用計画検討委員会の審議に諮った上で決定する必要がある。 これらの調査、再検討、改修内容の変更、委員会の審議により約8ヶ月の期間を要したため、令和7年1月31日まで工期延期を行うものである。
--	---

(第 5 回) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 7 年 1 月 3 0 日
契約業者名	(株) 安藤・間 L C S 事業本部
契約業者の住所	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
工事の名称	明治記念大磯邸園西地区 2 期 (2 2) 建築改修その他工事
工事場所	神奈川県中郡大磯町西小磯字稻荷松 6 5 - 2 他
工事種別	建築工事
工事概要	8. 邸園内設備 1) 消 火 追加一式 2) 給 水 追加一式 3) 汚水排水 追加一式 4) 電気設備 追加一式
工期 (自)	令和 4 年 1 1 月 1 1 日
工期 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
変更前の契約金額	1, 1 4 4, 8 8 0, 0 0 0 円
変更金額	9 1, 3 0 0, 0 0 0 円
変更後の契約金額	1, 2 3 6, 1 8 0, 0 0 0 円
変更理由	1. 邸園内設備 1) 消火 ・現地精査の結果、邸園内に消火管の敷設が必要になったため、配管の敷設を追加する。 2) 給水 ・現地精査の結果、邸園内に給水管の敷設が必要になったため、配管の敷設を追加する。 3) 汚水排水 ・現地精査の結果、邸園内に汚水管の敷設が必要になったため、配管の敷設を追加する。 4) 電気設備 ・現地精査の結果、邸園内に電気設備配管類の敷設が必要になったため、

	配管の敷設を追加する。 2. 工期は、邸園内の消火管、給水管、汚水管及び電気設備の配管敷設の追加により 5 9 日間延長し、令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。
--	--

（ 第 6 回 ） 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 7 年 3 月 1 1 日
契約業者名	(株) 安藤・間 L C S 事業本部
契約業者の住所	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
工事の名称	明治記念大磯邸園西地区 2 期 (2 2) 建築改修その他工事
工事場所	神奈川県中郡大磯町西小磯字稻荷松 6 5 - 2 他
工事種別	建築工事
工事概要	1. 建物 1) 西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸 主屋 変更一式 2) 西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸 (旧) 車庫 変更一式 2. 工作物 3) 基礎 変更一式 4. 造園 1) 樹木 変更一式 5. 設備 1) 電気設備 変更一式 2) 機械設備 変更一式 6. 取りこわし 3) 既存樹木 変更一式 7. その他 変更一式
工期 (自)	令和 4 年 1 1 月 1 1 日
工期 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
変更前の契約金額	1, 2 3 6, 1 8 0, 0 0 0 円
変更金額	3 6 8, 5 0 0, 0 0 0 円
変更後の契約金額	1, 6 0 4, 6 8 0, 0 0 0 円
変更理由	1. 建物 1) 西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸 主屋 ・現地精査の結果、粘土瓦葺屋根の仕様及び工法が設計図どおり施工できないことが判明したため、仕様及び工法を変更 (増) する。

	・現地精査の結果、腐朽による木材改修範囲が設計図どおりに施工できないことが判明したため、改修範囲を変更（増）する。 ・現地精査の結果、既存木材に蟻害が広範囲にあり防蟻処理が必要になったため、防蟻処理を追加する。 ・現地精査の結果、露台の既存床タイル改修が設計図どおりに施工ができないことが判明したため、工法及び範囲を変更（増）する。 ・現地精査の結果、屋根瓦葺きの改修範囲が設計図どおりに施工できないことが判明したため、改修範囲を変更（増）する。 ・現地精査の結果、軒先の腐食が広範囲にあり改修が必要になったため、軒先改修を追加する。 ・現地精査の結果、新設する建具の形状が設計図どおりに施工できないことが判明したため、建具形状を変更（増）する。 2）西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸（旧）車庫 ・現地精査の結果、既存内装材の取外し範囲が設計図どおりに施工できないことが判明したため、取り外し範囲を変更（増）する。 2．工作物 1）基礎 ・現地精査の結果、設備基礎の新設が設計図どおりに施工できないことが判明したため、形状を変更（増）する。 3．造園 1）樹木 ・現地精査の結果、既存樹木の剪定範囲が設計図どおりに施工できないことが判明したため、剪定範囲を変更（増）する。 4．設備 1）電気設備 ・現地精査の結果、主屋の電灯分岐の配線器具及び配管配線が設計図どおりに施工できないことが判明したため、仕様及びルートを変更（増）する。 2）機械設備 ・現地精査の結果、主屋の空気調和設備の新設機器が設計図どおりに施工できないことが判明したため、仕様を変更（増）する。 5．取りこわし 1）既存樹木 ・現地精査の結果、既存樹木の抜根・伐採範囲が設計図どおりに施工できないことが判明したため、抜根・伐採範囲を変更（増）する。 6．その他 ・現地精査の結果、主屋の木材腐朽等の調査が必要になったため、記録調査を追加する。 7．工期は、主屋の新設する建具形状、粘土瓦葺屋根の仕様及び工法のほか内外装改修範囲及び変更内容の追加により 9 1 日間延長し、令和 7 年 6 月 3 0 日までとする。
--	---